

日本一の観光案内所の機能具現化に向けたトライアル事業 回遊型イベント企画運営業務委託基本仕様書

山形市(以下、「本市」とする。)が目指す「日本一の観光案内所」の整備に向け、本案内所の機能として、街なかへの回遊促進につながる案内機能や体験機能を想定しており、これらの具現化に向けて、山形駅周辺から街なかへの誘客及び回遊を促進するトライアル事業を昨年度に引き続き実施する。最大限の効果を発揮するため、山形芸妓文化の発信拠点である旧千歳館と、日本一の観光案内所の整備が予定されている山形駅周辺を結ぶような、回遊型の施策を講じるものとし、両エリアの連携を図った一体的なイベントの企画運営等について、必要な事項を本仕様書で指示するものとする。

1 業務名称

日本一の観光案内所の機能具現化に向けたトライアル事業 回遊型イベント企画運営業務

2 委託期間

契約締結の日から令和8年1月30日(金)まで

3 履行場所

山形県山形市内

4 概要

日本一の観光案内所の機能として、街なかへの回遊促進につながる案内機能や体験機能を想定しており、これらの具現化に向けて日本一の観光案内所の整備予定エリアである山形駅周辺から街なかへの誘客、回遊を促進するトライアル事業を昨年度に引き続き実施する。

具体的には、山形駅を利用する観光客・地域住民の若年層やファミリー層をターゲットとし、「やまがた秋のハレとケまつり」と題して、令和7年10月18日及び19日(予定)に旧千歳館周辺の旧千歳館エリアと山形駅周辺を会場とした回遊型のイベントを開催する。なお旧千歳館はリノベーション工事中のため今年度に関しては同施設の建物及び敷地内は使用できない。着物着付け体験ややまがた舞子との写真撮影など、普段触れ合う機会があまり無いやまがた舞子と直接ふれあう山形芸妓文化の体験等を実施しながら、駅周辺エリアと中心市街地エリアが連動した回遊施策を実施することで、日本一の観光案内所整備に向けた機能の具現化及び検証を行うとともに、山形駅周辺から街なかへの誘客を促進し、街なかの求心力や回遊性の向上にも繋げる。

5 業務内容

山形の芸妓文化の継承及び旧千歳館エリアの賑わい創出に向けて、芸妓文化の関係人口の底上げをするために、まだ関心の高くない学生や若いファミリーなど、地域住民をはじめとする市民や近隣自治体・隣県観光客の若年層をターゲットと設定し、山形文化やグルメ等を連動させ、旧千歳館及び日本一の観光案内所の供用開始に向けたトライアル事業を実施するもの。

具体的には、芸妓文化の来場者参加型の企画や地元学生と連携した企画を将来的な旧千歳館及び日本一の観光案内所の持続的な収益確保や自走化を見据え実施するほか、県内及び隣県在住の若年層をターゲットとしたデジタル媒体と紙媒体の両面での認知拡大施策を行う。

なお、本業務の企画、制作及び運営にあたっては、地域の自走化につながるよう地元商店街や振興会等の地域団体を巻き込んだ企画設計や推進体制等を検討し、中心市街地の集客、消費の向上に寄与する仕組みや運用となるよう努めること。

(1) 旧千歳館エリアイベント施策

ア 全般

旧千歳館エリアのイベントの内容や地域店舗の取りまとめなどの企画及び運営にあたっては、地域の自走化につながるよう地元商店街や振興会等の地域団体を巻き込むため、旧千歳館エリアマネジメントに携わる事業者と協議・調整し、業務を行うこと。

イ 飲食、物販関連

中心市街地の回遊及びイベントへの誘客、賑わい創出を目的に、露店やマルシェでの飲食や物販などを旧千歳館エリアマネジメントに携わる事業者と連携し企画・実施すること。出店数に関しては山形駅東西自由通路エリアと合わせて 15 店以上を目安とし、具体的な店舗数や配置については本市及び旧千歳館エリアマネジメントに携わる事業者と協議のうえ決定すること。なお、イベント後も継続的に同様のイベントを地域が主体となって開催できるよう、持続可能な企画構成や地域体制の構築・連携を行うこと。

飲食、物販の内容については、下記留意事項に従い、地元のグルメ、特産物や話題の商品等を取り扱う飲食、物販ブースを設置すること。

【留意事項】

- (ア) 出店料の設定は自由とする。ただし市が指定する店舗の出店料は免除とすること。
- (イ) 出店する事業者の選定については、本市と協議のうえ決定すること。また、各事業者との調整・協議に関しては、原則として受託者にて行うものとするが、必要に応じて本市の同行も想定する。
- (ウ) 出店できる事業者は露店営業許可等の必要な許可を取得している事業者のみとし、出店受付の際、それら許認可の取得状況について確認すること。
- (エ) 酒類の提供は可とする。
- (オ) 火気の取扱いや敷地内への車両の乗り入れ等については、本市保健所の規則、指導に従うこと。

ウ 体験コンテンツ関連

芸妓文化の関係人口を増加させるため、やまがた舞子に関連した参加型の体験コンテンツを企画、実施すること。

また、体験コンテンツのニーズを把握するため、イベント当日参加者及び予約サイト経由の参加者の人数や属性など、体験コンテンツごとに分析し、考察を含めたレポートを提出すること。

なお、旧千歳館のリノベーション後の方向性や世界観に沿った体験コンテンツとするべく、実施内容に関しては本市及び旧千歳館エリアマネジメントに携わる事業者と協議、検討をする。

エ 鑑賞型イベント関連

やまがた舞子をはじめとした文化をテーマとしたものや地域の学校及び団体と連携したものなど鑑賞型のイベントを実施すること。会場については旧千歳館周辺の屋外等に特設ステージを設置または旧千歳館エリアの複数の飲食店等の店内を活用するなどイベントの趣旨に合致する場所を旧千歳館エリアマネジメントに携わる事業者と協議の上選定すること。

なお、鑑賞型イベントは下記例示を参考に、集客の柱となる内容とし、イベント開催期間中は可能な限り鑑賞型イベントを一日通して実施することで、イベント自体の賑わいを創出すること。

【鑑賞型イベント例】

- (ア) やまがた舞子の演舞
- (イ) 有名タレントステージ（お笑いライブ、音楽ライブ、山形・東北ゆかりの著名人によるトークショー等）
- (ウ) 地元団体、アーティスト、パフォーマーステージ（学校部活動、舞踊団体等）
- (エ) 映画の上映等、映像を活用したもの

(2) 山形駅東西自由通路エリアイベント施策

ア 物販関連

中心市街地の回遊及びイベントへの誘客、賑わい創出を目的に、露店やマルシェでの物販などを本市に所在する大学の学生等と連携し企画・実施すること。出店数に関しては旧千歳館エリアと合わせて 15 店以上を目安とし、具体的な店舗数や配置については本市と協議のうえ決定すること。

物販の内容については、下記留意事項に従い、特産物や話題の商品等を取り扱う物販ブースを設置すること。

【留意事項】

- (ア) 出店料の設定は自由とする。ただし市が指定する店舗の出店料は免除とすること。
- (イ) 東西自由通路は歩行者専用通路であることから、歩行者の往来に支障を及ぼすことのないように、通路幅員（12m）の 3 分の 2 以上を歩行者往来のため常時確保させることとし、占用及び使用の可能幅員は 4m を上限とする。
- (ウ) 出店する事業者の選定については、本市と協議のうえ決定すること。また、各事業者との調整・協議に関しては、原則として受託者にて行うものとするが、必要に応じて本市の同行も想定する。
- (エ) 出店できる事業者は露店営業許可等の必要な許可を取得している事業者のみとし、出店受付の際、それら許認可の取得状況について確認すること。
- (オ) 酒類の提供は可とする。
- (カ) 火気の取扱いや敷地内への車両の乗り入れ等については、本市保健所の規則、指導に従うこと。
- (キ) その他の留意事項については、別紙 1「東西自由通路における出店留意事項」を確認すること。

イ 展示関連

やまがた舞子をはじめとした芸妓文化や旧千歳館、山形市の地域の魅力を発信するため、芸妓文化や歴史に関する資料や伝統工芸等の芸術作品の他、作品展示をはじめとした本市に所在する大学の学生等と連携したコンテンツなどの展示を行うこと。

(3) 旧千歳館エリア・山形駅東西自由通路エリア共通の施策

ア インフォメーションブース

旧千歳館エリアと山形駅東西自由通路エリアの 2 か所の会場内にインフォメーションブースを兼ねたイベント本部を設置し、本市と連携し、運営管理やイベントに関する各種問い合わせ及び山形市の観光案内対応にあたること。

イ 来場者アンケートの実施

次年度以降も継続して開催するための参考となるよう、参加者の属性、イベントの満足度、宿泊の有無等の調査を行うこととし、調査方法及び内容に関しては、前年度実施したアンケート内容を踏まえ提案すること。アンケート回収の最低部数は 200 部を想定する。

ウ その他集客に繋がる企画

本イベントへの来場の動機となる、または中心市街地での集客を促すための企画を検討すること。なお、実施可否については、本市と協議したうえで決定することとする。

(4) 回遊施策

山形駅から旧千歳館への誘客や市内中心市街地の回遊及び消費を促進するため、回遊型イベントを開催すること。回遊場所については、飲食店をはじめとする市内中心市街地の観光事業者と連携して選定し、参加者の中心市街地での消費を伴う内容とすること。なお、本施策への参加者を伸ばすため、できる限り参加ハードルを低くする仕掛けやニーズに合ったインセンティブを設けるなど、工夫した企画設計を行うこと。

(5) 運営管理

ア イベント運営

上記(1)～(4)で提案した内容を実施するために必要な人員や機材、消耗品を手配すること。当日の進行や人員配置、各種図面、緊急時連絡先等を網羅した運営マニュアル及び実施計画書を作成し、本市をはじめ各スタッフや関係者と情報共有を行うこと。

東西自由通路については、催し物を開催するにあたり、誘導員2名の常時配置、消火器1本以上を常備すること。また、消防用設備(自動火災報知機、消火器、誘導灯等)の前面を常時操作可能となるよう占有物件を設置すること。なお、火気類、危険物等の持ち込み、使用は厳禁とする。

イ 各種許可申請

本市と協議、調整の上、必要に応じて警察や消防等行政機関への提出書類作成、届出及び許可申請等を行うこと。また、交通規制の周知に当たり、警察や交通事業者等との協議を踏まえながら、必要な範囲に、迂回案内看板、横断幕等の掲示物について、デザイン、制作、掲出及び撤去作業を行うこと。

ウ 警備

旧千歳館エリアのイベント会場周辺において、来場者等の円滑かつ安全な誘導を行うとともに、周辺道路の安全確保を目的とし、交通誘導・整理を行うこと。また、旧千歳館エリアにおいて通行止め等表示看板及びカラーコーン及びバーの設置及び収納を行うこと。

エ 緊急時対応

雨天実施とするが、警報が発令される等荒天の場合は順延または中止とする。また、当日猛暑が予想される場合は、イベント来場者及び出演者や関係者に対し、休息場所の用意や定期的な水分補給の呼びかけ等、適切な熱中症対策を行うこと。

オ イベント保険

イベント開催中のリスクに備える保険(来場者用傷害保険など)へ加入すること。

カ 業務実施報告書

イベント終了後に事業の内容や来場者数、会場内の記録写真、制作物、アンケート結果等を記録した報告書を作成すること。

(6) 設営制作

ア 会場造作

上記(1)～(5)で提案した内容を催行するために必要な会場設営や制作を行うこと。また、イベント内容に応じ、適宜会場内を装飾してもよい。ただし、東西自由通路に関しては、安全性及び美観等を考慮して看板等の大きさを高さ1.8m、幅1.0mを限度とし、容易に転倒等しにくい構造の物とする。

イ 設営撤去

会場の設営及び撤去の日程は本市及び関係者と調整すること。

ウ ゴミ箱の設置

会場内に飲食、休憩スペース及びゴミ箱を設置すること。また、イベント終了後のごみの収集処分を行うこと。

エ 原状復帰

イベント終了後は各会場の原状復帰を必ず行うこと。

(7) プロモーション

ア デジタル媒体を活用した施策

イベントへの誘客、集客ができるよう、各種メディアやSNS、著名人、インフルエンサー及び地元学生団体等を活用した効果的なプロモーションを行うこと。また、山形市観光戦略課(@city_yamagata_tourism)及びやまがた舞子芸子(@yamagatamaiko)のインスタグラムアカウントと連動した企画を検討すること。なお、実施可否については、本市と協議したうえで決定すること。

イ 紙媒体を活用した施策

イベント施策や回遊施策に関するパンフレット等（プログラム及び会場配置図が記載されたもの）を制作すること。なお、印刷部数はパンフレット 5,000 部以上、ポスター 50 部以上とする。なお、サイズやデザイン等は、本市と協議のうえ決定すること。

ウ デザイン等の制作

本イベントを実施するにあたり、昨年度と同様のイベントであることを市民に周知するため、昨年度の本イベントのキービジュアル（別紙 2）を踏まえて各媒体のデザインや動画等のクリエイティブ制作を行うこと。

エ LP（ランディングページ）の制作

本事業をより効果的に実施するために LP を制作し、イベントの 2 週間前までに公開すること。デザイン等については山形市と協議したうえで決定すること。なお、サーバー及びドメインについては受託者にて準備すること。

オ その他

その他集客が見込めるような広報施策を実施すること。（例：屋外広告、交通広告、マス広告等）

6 成果品の提出

(1) 内容

- ア 実施計画書
- イ 運営マニュアル
- ウ 制作物一式及びデータ
- エ 体験コンテンツの分析レポート
- オ アンケート回答結果
- カ 業務実施報告書

(2) 形式

印刷物及び電子データ（CD-ROM に入れる等）を提出すること。

(3) 納期

令和 8 年 1 月 30 日（金）

※上記（1）ア、イについては本イベントの実施 2 週間前まで

7 著作権等

本業務の成果物における著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条で規定されるものを含む。以下同じ。）は、受託者又は第三者が従前から保有していたものを除き、成果物の引き渡しをもって本市に譲渡されるものとする。

受託者は、本業務の成果物について、受託者の知る限り成果物が第三者の著作権・権利を侵害しないものであることを保証すること。これを他業務へ流用することを禁止し、第三者との間に著作権・権利にかかる権利侵害の紛争が生じた場合、当該紛争の原因が本市の責めに帰する場合を除き、受託者の責任・負担において一切を処理すること。

8 守秘義務

受託者は本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示、漏えいをしないこと。また、契約終了後も同様とする。

9 その他留意事項

- (1) 本業務の受託者は、業務を実施するに当たり、本市と十分な調整を行うこと。
- (2) 受託者決定後、協議の上、企画内容を変更することがある。また、仕様変更等については、受託者と本市との協議により取り扱うこと。

- (3) イベント実施に係る費用（備品借用費など）は、全て委託料に含むものとする。ただし、本市側で一義的に負担すべきと判断される経費についてはその限りでない。
- (4) 本業務により発生した収益は受託者の収入とし、その収入分を差し引いた額を見積額とすること。なお、本業務に際し、別途経費等が発生したときは、受託者が一切の責任を負うものとする。
- (5) 当該イベントの実施に起因する会場内構造物の破損や汚れ等については受託者が現状復帰を行うこと。
- (6) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国内の法令に基づき保護される第三者の権利となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- (7) 受託者の責めに帰すべき理由により、本市及び第三者に損害を与えた場合、受託者がその損害を賠償すること。
- (8) 業務施行にあたっては、関係する法令等を遵守し、業務の円滑な進捗を図ること。
- (9) 本仕様書において、明示なき事項または疑義が生じた場合、本市と協議すること。

東西自由通路における出店留意事項

＜出店ルール＞

- ① 準備や片付けは、人が込み合う通勤・通学の時間帯には歩行者の迷惑にならないよう、十分配慮して安全面を確保したうえで準備をしてください。
- ② 東西自由通路エリアについては、通路は歩行者専用通路であることから、歩行者の往来に支障を及ぼすことのないように、通路幅員（12m）の3分の2以上を歩行者往来のため常時確保させることとし、占用及び使用の可能幅員は4mを上限とします。
- ③ 机やイスなどの備品は、本事業の受託者または出店者が用意してください。
- ④ 原則、販売及び提供（試食含む）を不可としているものは次の通りです。生もの、水産物（水分を多く含み、無包装であるなど汚染防止措置が取られていない水産物等）、無包装の食品の販売（ケーキ、パン等）、臨時営業許可を取るためにテント等を張る必要があるもの（ソフトクリーム、コップなどで提供する飲料等）
- ⑤ 水の利用に関しては、自由通路空間内には給水・排水設備がなく、駅舎内のトイレ及び洗面所の水も使用できませんので、水もすべて本事業の受託者または出店者側で持ち込み、持ち帰りください。水等がこぼれるなどした場合にはすぐにふき取り、清潔な環境の維持に努めてください。なお、雑巾やモップ等の清掃道具は本事業の受託者または出店者にて用意してください（清掃道具についても駅舎内の取りれ及び洗面所で洗うことはできません）。
- ⑥ 壁面等に掲示物を掲げないでください。
- ⑦ 出店終了後は付近を含めて清掃を行い、ごみ類は必ず持ち帰り処分してください。
- ⑧ 火気厳禁ですので、調理行為や喫煙はできません。（お湯を沸かす行為も調理にあたるため、コーヒーマーカー等の使用はできません）
- ⑨ 電源の使用に当たっては、電気容量に上限があります。レジスターや扇風機、ラジカセなどの消費電力の小さなもののみとし、電子レンジ、トースター、電気ポット、ホットプレート及び炊飯器の類は使用不可としますので注意してください。詳細については、以下の「電源の使用について」を確認してください。
- ⑩ 騒音となる呼びかけ行為や音響装置の使用など、自由通路利用者が不快と感ずることは行わないでください。
- ⑪ 臨時販売に伴い必要となる各行政機関への許可申請や届出などについては、本事業の受託者または出店者の責任で出店するまでに済ませてください。
- ⑫ 物資の搬入搬出に際して、山形駅前に路上駐車をするなど、他の迷惑になる行為は行わないでください。
- ⑬ その他、山形市歩行者専用自由通路の設置及び管理に関する条例等における禁止行為は次のとおりですので注意してください。

＜条例における禁止行為＞

- ・自由通路を損傷し、又は汚損する行為
- ・自由通路に自転車等を乗り入れ、又は止めておく行為
- ・自由通路に寝泊まりする行為
- ・その他歩行者の往来又は通路の管理上支障を及ぼすおそれのある行為

＜電源の使用について＞

東西自由通路4番通路の既存コンセントでの利用可否については以下の通りです。

(1) 通路北側壁面に8ヵ所（8口）あり（階段2ヶ所含）

(2) 通路南側壁面に7ヵ所（7口）あり

電源はJR管理の分電盤から分起し、(1)(2)とも20Aのブレーカーで直列につながっています。

令和 6 度「やまがた秋のハレとケまつり」キービジュアル

